

治験に係わる被験者募集の情報提供の取扱いについて

平成13年1月31日 医薬監麻発第50号

各都道府県衛生主管部(局)長あて 厚生労働省医薬局監視指導・麻薬対策課長 通知

標記については、平成11年6月30日、医薬65号において、治験の実施に当たり被験者を募集するための情報を提供する場合であって、治験薬の名称、治験記号等を表示しない場合において、被験者の募集の広告を広く行うことは、平成10年9月29日医薬監第148号通知、記2「特定医薬品等の商品名等が明らかにされていること」に該当しない旨を示したところであるが、今般、医療法（昭和23年法律第205号）における医療機関に関して広告し得る事項が改正されたため、同通知を下記の通り改めるので御了知願いたい。

記

なお書き以下を削除する。